

PFI 事業に係る実施方針の策定の見通しについて

令和 8 年 6 月 9 日

静岡県磐田市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、

次のとおり公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
磐田市公共下水道事業 (豊岡処理区)包括的管理 等事業	10 年間(予定)	事業者は次の施設に係る維持管理、改築及び増築に関する業務等を実施する。 ・ 汚水処理施設 (豊岡クリーンセンター) ・ 管路施設 (延長約 82km)	・ 豊岡クリーンセンター 磐田市掛下 1556 番地 ・ 管路施設 磐田市公共下水道 (豊岡処理区)内	令和 8 年 12 月(予定)